

八幡市デイサービスセンターやまばと指定通所介護  
日常生活支援総合事業通所介護運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人チーム YMBT（以下「法人」という。）が設置する指定通所介護事業・日常生活支援総合事業通所介護の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 介護保険法の理念に基づくと共に、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行なうことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

(事業の名称及び所在地)

第3条 この事業を行う事業所の名称は、八幡市デイサービスセンターやまばと（以下「デイサービスやまばと」という。）と称する。

2 デイサービスやまばとの所在地は、京都府八幡市男山金振24番地1に置く。

(運営の方針)

第4条 デイサービスやまばとにおいて提供する指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

2 デイサービスやまばとは、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所介護計画・日常生活支援総合事業通所介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。

3 デイサービスやまばとは、利用者及びその介護者に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明し、同意を得る。

4 デイサービスやまばとは、適切な介護技術を持ってサービスを提供する。

5 デイサービスやまばとは、常に、提供したサービスの質の管理、評価を行なう。

6 デイサービスやまばとは、居宅サービスが提供されている場合は、当該計画に沿った通所介護・日常生活支援総合事業通所介護を提供する。

7 デイサービスやまばとは、事業の実施について、地域住民に対して法人、デイサービスやまばと掲示板、広報誌などを通じて周知を図る。

8 デイサービスやまばとは、利用対象者又は、介護支援専門員から事業の利用申請があった場合は、その必要性を検討した上で決定する。

9 デイサービスやまばとは、本事業の運営に当たっては、在宅福祉に関する諸事業及び老人保健に関する諸事業などとの連携を図り実施する。

10 デイサービスやまばとは、利用者の人権擁護、虐待防止のため、責任者を設置すること等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施すること等の措置を講ずるよう努める。

11 デイサービスやまばとは市町村、民生児童委員、学区福祉委員、社会福祉協議会、医療機

関などの関係機関との連携を密にすると共に、ボランティアの協力が得られるよう配慮し円滑な運営に努める。

- 12 デイサービスやまぼとは、各種通所サービスを提供する際、利用者の健康などを十分勘案すると共に、食品衛生管理についても十分配慮する。

(利用定員)

第5条 デイサービスやまぼとの行う通所介護は、日常生活支援総合事業通所介護と八幡市の地域生活支援事業の利用者を含めて1日の利用定員を40名とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 デイサービスやまぼとに勤務する職員及び職務内容は次の通りとする。

(1) 管理者1名(常勤で兼務)

(イ) 管理者は、事業所を代表し業務の総括の任に当たる。

(ロ) 管理者は、他の業務との兼任をすることができる。

(2) 生活相談員1名以上

(イ) 生活相談員は、利用者及びその家族に対して相談業務の任に当たる。

(ロ) 生活相談員は、利用者及びその家族に対して適切なサービスが提供されるよう調整や他機関との連携において必要な役割を果たすことを任とする。

(3) 看護職員1名以上

(イ) 看護職員は利用者の健康チェックはもとより身体的及び精神的变化を的確に把握し、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行なうと共に、家族及び他機関との連携を密にして便宜を図ることを任とする。

(4) 機能訓練指導員1名以上

(イ) 機能訓練指導員は日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行うことを任とする。

(5) 介護職員6名以上

(イ) 介護職員は、通所介護の提供に当たり利用者の心身の状況などを的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行うことを任とする。

(ロ) 介護職員は、他職種との連携を密にして円滑な介護サービスを図ることを任とする。

(研修及び健康保持)

第7条 デイサービスやまぼとは、職員の資質向上のために必要な研修を行なうと共に、職員の健康管理に必要な措置を行う。

(営業日及び営業時間)

第8条 デイサービスやまぼとの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日は、月曜から土曜日までとする。但し、12月31日～1月3日は休みとする。また台風等の異常気象時や設備工事等で利用に支障がある場合は、事前に説明を行って休むことができる。

(2) 指定通所介護の営業時間は、午前9時30分から午後4時40分までとする。

(3) 日常生活支援総合事業通所介護の営業時間は、午前9時30分から午後1時40分までと

する。

(指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の内容)

第9条 デイサービスやまばとにおける指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の内容は次の通りとする。

(1) 日常生活上の援助

(イ) 日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う。

- (i) 排泄の介助
- (ii) 移動の介助
- (iii) 通院の介助などその他必要な身体の介護
- (iv) 養護(休養)

(2) 健康状態の確認

(3) 機能訓練

(イ) 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練並びに利用者の心身の活性化を図るために、個別の機能訓練実施計画を作成して各種サービス(アクティビティー・サービス)を提供する。

- (i) 日常生活動作に関する訓練
- (ii) レクリエーション(アクティビティーサービス)
- (iii) グループワーク
- (iv) 行事的活動
- (v) 発声・体操
- (vi) 趣味活動

(4) 送迎

(イ) 障害の程度、地理的条件などにより送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。

(ロ) 必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴

(イ) 居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- (i) 入浴形態
  - ・ 一般浴槽による入浴
  - ・ 椅子浴による入浴
- (ii) 介助の種類(必要に応じて行う)
  - ・ 衣類着脱
  - ・ 身体の清拭、洗髪、洗身
  - ・ その他必要な介助

(6) 給食・栄養改善

(イ) 準備、後始末の介助

(ロ) 食事摂取の介助

(ハ) 低栄養状態の利用者に対して、栄養食事の改善等

(ニ) その他の必要な食事の介助

(7) 生活機能向上グループ活動

(イ) 介護予防の利用者を対象に、生活機能の向上を目的として、共通の課題を有する複数の利用者からなるグループ活動を行う。

(8) 中重度ケア

(イ) 要介護の利用者を対象に、重度であっても社会性を維持し、在宅生活の継続が図れるように計画をたて、ケアを提供する。

(9) 認知症ケア

(イ) 規定の認知利用者を対象に、認知症の専門的な研修を修了した職員が認知症の進行の緩和を目的とした計画をたて、ケアを提供する。

(10) 相談助言などに関すること

(イ) 利用者及びその家族の日常生活における介護などに関する相談及び助言を行なう。

(i) 日常生活動作に関する訓練の相談、助言

(ii) 福祉用具の利用法の相談、助言

(iii) 住宅改修に関する情報提供

(iv) 家族介護者教室の開催

(vi) その他の必要な相談、助言

(通所介護計画・日常生活支援総合事業通所介護計画の作成等)

第10条 デイサービスやまばとにおいて通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望者及びその置かれている状況並びに家族など介護者の状況を十分に把握し、個別に通所介護計画・日常生活支援総合事業通所介護計画・を作成する。また、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、その内容に沿った通所介護計画・日常生活支援総合事業通所介護計画を作成する。

2 デイサービスやまばとにおいて通所介護計画・日常生活支援総合事業通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得て交付する。

3 デイサービスやまばとは、利用者に対し、通所介護計画・日常生活支援総合事業通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(通常の事業の実施地域)

第11条 デイサービスやまばとの通常の実施地域は、八幡市及び枚方市楠葉、船橋、東山、高野道とする。

(利用料及びその他の費用)

第12条 利用料及びその他の費用の額については、次の通りとする。

(1) デイサービスやまばとが提供する指定通所介護・日常生活支援総合事業通所介護・の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。

(2) デイサービスやまばとは、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際に支払を受ける利用料の額は前号に準拠して、その都度決める。

(3) デイサービスやまばとは、第1号及び第2号の利用料のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

(イ) 食費・・・700円(おやつ、消費税を含む)

(ロ) 通常の事業の実施地域を越えて行なう送迎に要する費用  
境界線から2km以内・・・片道200円(消費税を含む)

(ハ) おむつ、パット代

おむつ、はくパンツ・・・200円(消費税を含む)

パット代・・・50円(消費税を含む)

(ニ) サービス中止を申し出る前に、事業者の送迎サービス車が利用者宅に到着した場合のキャンセル料・・・食費相当

ただし、日常生活支援総合事業通所介護利用者は発生しない。

(ホ) その他行事参加等にかかる費用

(4) デイサービスやまばとは、以上に掲げる費用の額にかかるサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び金額に関して説明を行い、同意を得る必要がある。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 デイサービスやまばとは、あらゆるサービスにおいて利用者及びその家族の同意のもとに実施していくことを基本とする。

(緊急時における対応方法)

第14条 デイサービスやまばとは、通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の提供中利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときには速やかに主治医又は、協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

(事故発生時における対応方法)

第15条 デイサービスやまばとは、通所介護・日常生活支援総合事業通所介護の提供中利用者に事故が生じた場合は、看護師による応急処置を施すとともに家族に連絡をし、事故の状況によっては速やかに救急措置や主治医に連絡をとる。また市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業所にも速やかに報告を行う。

(非常災害における対策方法)

第16条 デイサービスやまばとは、消防法第8条の規定により防火管理者を置き、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害・地震等の災害に対応するための計画を策定し、実施する。

2 定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

(衛生管理等)

第17条 デイサービスやまばとは、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、保健所と連携を図りながら衛生管理に努める。

(事業年度及び会計年度)

第18条 デイサービスやまばとの事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(秘密保持、個人情報の保護)

第19条 職員は正当な理由なく職務上知り得た利用者、その家族などの秘密を漏らしてはならない。これは職員の退職後も同様である。

(苦情・ハラスメント処理)

第20条 デイサービスやまばとは、提供したサービスに関する利用者、その家族などの苦情・ハラスメントに対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口を設置し担当者を配置し、事実関係の調査の実施を行う。

2 デイサービスやまばとは、苦情・ハラスメントに対し迅速、適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第21条 デイサービスやまばとは、利用者の人権の擁護、虐待などの防止の為次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 デイサービスやまばとは、サービス提供中に当該事業所従事者または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(身体拘束原則禁止)

第22条 デイサービスやまばとは、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。

2 やむを得ず前項の身体拘束を行う場合には、身体拘束の内容、目的、緊急やむを得ない理由、拘束の時間、時間帯、期間などを記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や手続きなど厚生労働省が策定した「身体拘束ゼロへの手引き」を遵守し適正な取り扱いにより行うものとする。

(業務継続計画(BCP)の策定等に関する事項)

第23条 デイサービスやまばとは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に関するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該事業継続計画に伴い、必要な措置を講ずるものとする。

2 デイサービスやまばとは従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 デイサービスやまばとは、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(損害賠償)

第24条 デイサービスやまばとは、利用者に対する通所介護の提供により賠償すべき事故が発生したときは、社会福祉法人全国社会福祉協議会との契約による「しせつの損害補償」に基づき賠償する。

(その他の事項)

第25条 デイサービスやまばとの運営規程の概要、職員の勤務体制、サービス提供に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。

2 デイサービスやまばとは、事業を行うためのケース記録、利用者負担金収納簿、設備、備品、職員、会計などに関する諸記録の整備を行う。

3 この規定に定めるものの他、運営規程に関する重要事項は、法人とデイサービスやまばとの管理者との協議に基づいて定める。

#### 附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成12年9月1日から施行する。

この規程は、平成12年11月1日から施行する。

この規程は、平成13年9月1日から施行する。

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

この規程は、平成17年7月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年11月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年6月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年3月1日から施行する。

この規定は、令和7年8月1日から施行する。